

富士見市教育委員会教育長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の交際費を適正に執行し、かつ、支出の透明性を高めるため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において交際費とは、教育長が教育委員会を代表し、行政執行上必要と認める外部との交際、交渉等に要するものであり、予算の範囲内で交際費の科目から支出する経費をいう。

(支出基準)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ、支出するものとする。

慶祝 結婚式、発表会、大会、地域行事等

弔慰 香典、花環、生花

会費 飲食等を伴う総会、新年会、忘年会、地域祭典、祝賀会等

見舞い 病気、災害等

餞別 全国大会出場、海外協力、派遣研修等

その他 記念品・土産、行政懇談等、教育長が必要と認めたもの。

2 前項の区分に応じ、支出については、別表のとおりとする。

3 交際費の執行に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額にとどめなければならない。

(職務代理)

第4条 交際費の執行に当たり、特別職又は部長等をして自己の代理をさせることができる。

(執行状況の公表)

第5条 交際費の執行状況の公表は、当月分を翌月の10日までに市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 慶祝、会費、餞別関係

区 分	支 出 対 象	限 度 額
慶 祝	結婚式（市職員を除く。）	20,000 円
	発表会、大会、地域行事等	会費相当額
会 費	総会、新年会、忘年会、 地域祭典、祝賀会等	飲食を伴わない場合 0 円
		飲食を伴う場合 会費相当額
餞 別	全国大会出場 海外協力、派遣研修等	個人（1人）5,000 円～10,000 円
		団体（2人以上）10,000 円
そ の 他	記念品、土産、行政懇談会等	社会通念上妥当と認められる額 （実費相当額）

2 弔慰、見舞い関係

区 分			弔 慰		見舞い
			香典	花環等	
市議会議員	現職	本人	10,000 円	○	10,000 円
	元職	本人	10,000 円		
市長・副市長 教育長（現職を除く。）	現職	本人	10,000 円	○	10,000 円
	元職	本人	10,000 円	○	
教育委員	現職	本人	10,000 円	○	10,000 円
	元職	本人	10,000 円		
非常勤特別職 （教育行政関係委員）	現職	本人	10,000 円	○	
校長	現職	本人	10,000 円	○	
教頭・教員	現職	本人	10,000 円	○	
児童・生徒		本人	10,000 円	○	
その他教育長が特に必要と認めるもの			10,000 円	○	10,000 円